

## 第3章 海業振興関連施設整備

### 3-1 総論

海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいい、海業振興関連施設はそのような取組に必要な施設である。

#### (解説)

##### 3-1-1 海業振興関連施設とは

海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいい、漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し、根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指している。<sup>1)</sup>

地域における海業の取組の内容としては、漁村ならではの新鮮な魚介類や地域の食材を使った料理や郷土料理の提供、鮮魚や加工品の販売、漁村の旅館や漁家が経営する漁家民宿等での宿泊、マリンスポーツや海釣り等の海洋性レクリエーション、地引網や魚さばき体験等の体験実施等が考えられる。

この参考図書における海業振興関連施設とは、「漁村計画」における“目指すべき漁村の将来像・姿”の実現に向けた対象地域の海業振興の方針に基づき実施される、上記のような海業の取組に必要な施設である。

##### 3-1-2 海業振興関連施設の種類

海業振興関連施設の種類とその概要は以下のとおりである。

###### (1) 飲食施設

レストランやカフェ等の屋内施設、バーベキュー場等の屋外施設等

###### (2) 直販施設

対面販売施設、無人販売施設等

###### (3) 宿泊施設

漁家民宿、コテージ・貸別荘等の一棟貸し施設、合宿施設、ゲストハウス、キャンプ場等の宿泊及び滞在するための施設

###### (4) 海洋性レクリエーション施設・遊漁船業施設

海洋性レクリエーション施設（ダイビング、シュノーケリング、サーフィング、カヤック、カヌー、SUP（スタンドアップパドルボード）等の海洋性レク

リエーションを提供する施設)、釣り・遊漁船業施設(釣り堀、釣り場、遊漁船業を営むための施設等)、プレジャーボートの係留施設や艇庫等

(5) 体験施設

総合オリエンテーション・窓口施設(集会所、研修室等)、屋内型の体験実施施設(調理施設、加工施設、工作施設等)

(6) その他

魚介類の付加価値化、販路拡大を図るための施設等

3-1-3 海業振興関連施設の運営に当たっての留意点

(1) 集落住民及び漁業者との調整

海業振興関連施設の運営に当たっては、集落住民の生活環境や漁業者の漁業活動への配慮のため、集落住民及び漁業者との様々な調整が必要となる。

例えば、集落のまちなみを散策する体験ツアーを提供する場合、ツアーに参加するために集落を訪れる来訪者は集落の住民にとっては見知らぬ人であり、自宅の周辺を来訪者が多く通行することで不安を覚える住民がいることも考えられる。そのため、ツアー時の話し声等が住民の生活に支障にならないことや、プライバシーの侵害に留意すること、公共施設、歴史的施設、商業施設や住民の財産(家など)等への侵害や損害がないように等、集落住民と協議の上、適切なルールやマナーを設けることが必要である。<sup>2)</sup>

また、地域資源の価値や魅力を生み出す根幹となる漁業活動に関しては、海業において荷さばき所等の漁港施設や漁港の泊地及び漁場等の水域を利用する場合には、漁業活動との時間的、時期的、空間的な利用調整や、資源保護の観点による保護水面や造成藻場・干潟他整備漁場、幼稚仔魚育成場等の使用禁止等の調整やルール作りが必要である。

(2) 海業以外の地域のにぎわい創出に関わる事業者との調整

海業に期待される地域のにぎわいや所得と雇用の創出の効果の十分な発揮には、「漁村構想」及び「漁村基本計画」のように地域全体の海業振興のありかたについて検討して策定した方針に基づいて体系的に施設整備を行う他に、地域全体に経済が波及するようなシステムの構築の検討も重要である。例えば、宿泊施設において設備や人員の問題から食事の提供ができない場合には、宿泊客に集落の飲食店を紹介することで食事の提供機能を任せることや、海洋性レクリエーション施設や体験施設において雨天等で予定していた体験プログラムが実施できない場合の対応として、地域の歴史・文化・伝統等に関する観光施設へ案内することや、屋内での体験を提供可能な事業者に対し、代替プログラムを提供してもらうことを予め調整しておくこと等が考えられる。

このように、海業以外の取組も含む地域のにぎわい創出に関わる様々な事業者と連携することにより、海業の取組自体が円滑化するほか、地域全体の活性化に資する取組となる。

### 3-2 調 査

海業振興関連施設の整備に当たり、(1)地域資源の状況、(2)集落内外のニーズ、(3)活用可能な既存ストックについて調査する。

#### (解 説)

##### 3-2-1 調査の内容

海業振興関連施設の整備に当たっての主な調査内容は以下のとおりである。

なお、海業の実施に当たっては、施設整備によりハードを整えるほかに、ビジョン・事業計画の策定、運営体制の確立、プログラムの開発・造成、広報等のソフトの整備に係る検討が必要であるが、<sup>2)</sup>ここでは割愛する。

##### (1) 地域資源の状況に係る調査

海業において活用可能な地域資源の種類には、新鮮な魚介類に代表される食、海や漁村ならではの体験及びレクリエーション、漁村の空間及び文化、自然環境の景観等が考えられる。なお、地域資源は日頃から存在しているが、それが特徴的であることや、地域外の人にとって価値があることに、地域の人たちが気づいていない場合があることに留意する。

##### (2) 集落内外のニーズに対する調査

海業の事業内容と、整備する施設の種類や規模、機能を検討するに当たっては、集落内外のニーズを把握することが重要である。

特に、集落外のニーズについては、顧客（来訪者）が集落を訪れる目的によってニーズが異なることに留意する。顧客に応じて受入れ体制を構築し、適切な機能を持った施設整備を行い、適当な宿泊・体験プログラムを提供しなければ顧客の満足は得られないし、集客が期待できない。<sup>2)</sup>そのため、対象とする顧客を明確にすることが重要である。また、施設の規模を検討するため、入込客数についても目安を立てておくことが必要である。

##### (3) 活用可能な既存ストックに係る調査

海業振興関連施設の整備には、新設のほかに遊休施設を改修して活用する方法がある。全国の漁村には、低利用化した漁港施設や廃校、古民家を含む空き家を宿泊施設や体験施設、飲食施設として活用している事例が見られる。<sup>3)</sup>このような、海業振興関連施設として活用可能な既存ストックについて調査する。

表 3-1 調査の内容と方法（その1）

調	査	内	容	調査方法
<p>(1) 地域資源の状況に係る調査</p>	<p>① 食に関する地域資源の状況<sup>4)</sup> 地域ならではの魚介類、塩干物や練り物及び調味料等の水産加工品、家庭料理や伝統料理等の食文化等について調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存調査結果</li> <li>・聞き取り調査</li> <li>・現地観察調査等</li> </ul>		
	<p>② 海や漁村ならではのレクリエーション、体験に関する地域資源の状況<sup>4)</sup> ダイビング、サーフィン、カヌー、SUP等の海洋性レクリエーション、釣り、遊漁船業、漁業体験、自然観察体験、食・伝統文化体験、環境学習、防災学習等の実施、提供可能なレクリエーションや体験プログラムの種類、実施場所等について調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存調査結果</li> <li>・聞き取り調査</li> <li>・現地観察調査等</li> </ul>		
	<p>③ 漁村の空間、文化に関する地域資源の状況<sup>4)</sup> まちなみや漁港での作業風景等の漁村ならではの生活や生業によって生み出される空間、祭事や行事及び伝統芸能等の文化について調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存調査結果</li> <li>・聞き取り調査</li> <li>・現地観察調査等</li> </ul>		
	<p>④ 自然環境・景観に関する状況<sup>4)</sup> 名勝、景勝地等の自然環境や景観について調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存調査結果</li> <li>・聞き取り調査</li> <li>・現地観察調査等</li> </ul>		
<p>(2) 集落内外のニーズに対する調査</p>	<p>① 集落内のニーズに関する調査 海業の実施に当たり、現在営んでいる、あるいは今後の実施を検討している海業の内容と、現在なくて必要とする、あるいは欲しい施設、あっても十分でない施設について、事業主体（漁業者、漁協、DMO、NPO等が想定される）の要求を調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・個別聞き取り調査</li> <li>・懇談会形式の聞き取り調査等</li> </ul>		
	<p>② 来訪者のニーズに関する調査 集落への来訪者は、その目的に応じ、教育旅行（中高生の修学旅行客）、一般旅行（団体、個人・家族）、企業研修や学生の合宿、外国人訪日旅行等に分類される。<sup>2)</sup> 集落における海業の対象と想定する顧客におけるニーズ（食べたい・買いたいモノ、集落での過ごし方の希望、利便性や満足度を向上させるために必要なハード・ソフト等）、入込客数の目安について調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・モニターツアー、試験営業等</li> </ul>		

表 3-2 調査の内容と方法（その2）

調 査 内 容		調 査 方 法
(3) 活用可能な既存ストックに係る調査	海業振興関連施設の整備に当たり、活用が考えられる既存ストック（古民家を含む空き家や空き地、低利用化した公共・公益施設や漁港施設、廃校、漁業者の住宅等）について、その種類、分布、活用の可能性について調査する。	・既存資料調査 ・聞取調査等

### 3-3 計 画

調査の結果を元に、海業の取組内容や入込客数の想定を踏まえ、必要な施設の種類、配置、規模等について計画する。

#### （解 説）

##### 3-3-1 計画の方針

###### (1) 計画の流れ

海業の取組の参考として、渚泊における事業計画の検討の流れをみると、「渚泊推進取組参考書（水産庁）」<sup>2)</sup>において、具体的な取組内容の設定、経費配分、収支計画の策定等の流れは次のとおり記載されている。<sup>2)</sup>

- i. 地域資源を洗い出し、利用可能な形に磨き上げ、宿泊・体験プログラムの開発・造成や食事のメニューの開発を行う。
- ii. 既存施設の調査を行い、その結果に基づいて空き家や古民家の改修や新たな施設整備を行う。
- iii. プログラム等の内容、利用施設が決まり、プログラム等の広報や問合せ・予約窓口の設置や一元化などの受入体制づくり、情報発信や営業・誘致活動などの広報を行う。

このうち、iiの施設整備についての計画の流れは、宿泊施設を例に、次のように示されている（一部抜粋）。<sup>2)</sup>

- ① 新たに確保する宿泊施設については、ビジョンや目標値を踏まえてゲストハウスや個室、あるいは一棟貸しなど顧客ニーズに対応した部屋の利用・提供の方法と収容客数を定める。
- ② 整備方法については、空き家や廃校など既存の施設の改修で整備するか、あるいは新設するか、利用可能な建物物件や土地物件について機能面・利便性、概算費用等を勘案して定める。
- ③ 部屋の利用・提供の方法、収容人員、建物または土地の物件が決まれ

ば、建物の基本設計、詳細設計を行う。

海業においても、取組内容が決まらないことには必要な施設を検討することができないため、渚泊の場合と同様に、まずは地域資源をどのように活用するのかを検討した上で、施設整備の検討を行うことが妥当であると考えられる。

また、施設整備の計画については、①の施設の機能や規模を決めるに当たり検討すべき項目は施設の種類によって異なるが、②及び③の計画の流れは共通である。ただし、施設の種類によって関連する法規制が異なることに留意が必要である。3-3-2以降では、施設の種類ごとに、機能や規模を決めるに当たり検討すべき項目について示す。

なお、以降に記載する施設の整備や営業等に係る法令については、主要な法令及びその内容を抜粋したものを示しているため、記載している法令の詳細及びその他の関連する法令については、実務担当者が確認を行うことが必要である。

また、海業に取り組む際に関連する国等の施策については、水産庁のホームページにおいて公表されている「海業支援パッケージ（令和4年度版）」<sup>5)</sup>が参考となる。

## (2) 既存ストックを活用した施設整備についての留意点

「3-2-1 調査の内容」においても述べたとおり、海業振興関連施設の整備に当たっては、新設のほかに、古民家を含む空き家、低利用化した公共・公益施設や漁港施設、廃校、漁業者の住宅、低未利用地等の既存ストックを改修して整備する方法がある。その際の留意点を以下に述べる。

### ①建築物の建築確認申請について

建築物の増改築を行う際や建築物の用途の変更を行う際には、建築基準法（第6条、第87条）に基づき建築確認申請が必要となる場合がある。

### ②建物の耐震性について<sup>6)</sup>

昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる「旧耐震基準」によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在する。そのため、昭和56年以前に建築された既存ストックを活用する場合には、まずは、耐震診断を実施し、建物の耐震性を把握することが重要である。そして、耐震診断の結果、耐震性が不十分であった場合は、耐震改修や建替えを検討することが必要となる。

### ③集落内の低未利用地の集約・再編について

集落内の低未利用となっている土地を活用して海業振興関連施設を整備することは、地域の価値向上の観点からも有効である。しかし、低未利用地を

活用して施設整備を図る際に、それぞれの低未利用地が、面積が小さい、集落内に点在している、土地の形状が不整形等により使い勝手が悪く、単独で有効活用することが難しい場合がある。<sup>7)</sup>また、想定する施設規模に見合った規模の低未利用地が存在しても、道路の整備状況等から集客に不向きな場所にあることや、漁港や住宅地との位置関係によって産業や住民の生活と観光客の動線が輻輳し双方に支障を来す恐れがある場合もある。

このような場合には、低未利用地を集約し、周辺の土地を含めて再編を行った上で施設を整備することや、周辺道路の拡幅や歩道の整備等の利便性の向上を図る整備を合わせて実施することも考えられる。

これにより、集落内に点在する空き地等の解消や土地利用の混在を解消すると同時に、まちなかの賑わいの核となる集客力の高い空間を創出することができる。<sup>7)</sup>

このような土地の再編の調査・計画については、「2-2-4 土地利用高度化再編整備」が参考となる。

#### ④漁港施設の占有・貸付による利用について<sup>8)</sup>

漁港の区域内の水域または公共空地の一部を占有して施設を設置する場合は、漁港漁場整備法第39条第1項～3項に基づき漁港管理者の許可を、また、漁港管理者が管理する漁港施設（水域施設を除く。）を占有して施設を設置等する場合は漁港管理条例に基づき漁港管理者の許可を受ける必要がある。

また、漁港漁場整備法第37条の2及び漁港漁場整備法施行規則第11条の2～第11条の9に基づき、民間事業者の申請に基づき漁港管理者が認定した当該民間事業者が、漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等の運営の事業を行い、水産物の衛生管理の方法の改善、流通に係る業務の効率化等を図る場合には、行政財産である漁港施設の貸し付けが可能となっている。

なお、漁港施設の有効活用の促進を図るため、漁港施設の占有や貸付けによる利用に関し、占有許可の期間の延長、貸付けの対象となる特定漁港施設の種類の追加、貸付けの対象となる漁港の取扱水産物の数量の引き下げ、漁港施設用地への補助金返還の緩和措置適用といった規制緩和が平成31年4月に行われている。

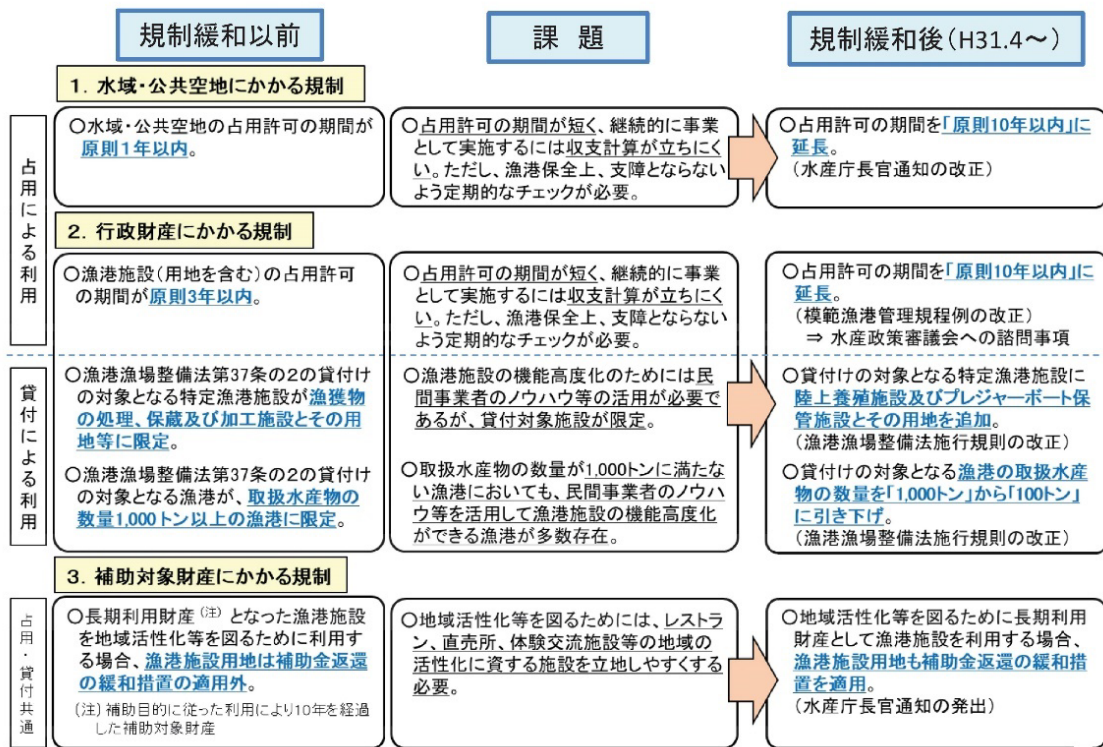


図 3-1 漁港施設の有効活用の促進に係る規制緩和

出典：「漁港施設の有効活用ガイドブック（水産庁）」<sup>8)</sup>

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/210803-1.pdf>)

漁港施設の既存ストックを有効活用した海業振興関連施設の整備に当たっては、「漁港施設の有効活用ガイドブック（水産庁）」<sup>8)</sup>が参考となる。

### 3-2-2 飲食施設

漁港漁村への来訪の目的は、地域の新鮮でおいしい魚やその土地ならではの料理を食べることである場合が多い。飲食施設を整備し、地域で地魚が食べられる場所を持つことは、その地域に対して都市住民の関心を向け、「行ってみたい」と来訪につながることを期待できる。<sup>4)</sup>

飲食施設の形態には、レストランやカフェのような屋内施設の他に、客席を持たないテイクアウト専門店や配食専門店、バーベキュー場のような屋外施設や屋根付きの半屋外施設等が考えられる。

飲食施設の整備において施設の機能や規模を決定するに当たっては、提供する食のメニュー、施設の形態（レストラン・カフェ、テイクアウト、屋外施設等）、入込客数等を検討することが重要である。

また、増大するインバウンド需要に対応するための機能として、キャッシュレス環境の整備、Wi-Fi 環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化等のストレ



スフリーな環境の整備<sup>9)</sup>も重要である。

なお、施設整備に係る関連法規として、食品衛生法に基づく施設基準については食品衛生法施行規則別表第19及び第20を確認する必要がある。消防法に基づく消火設備については消防法施行令第10条～20条、また、警報設備については同令第21条～第24条、避難設備については同令25条及び26条、消防用水については同令第27条、消火活動上必要な施設については同令第28条～第29条の3を確認する必要がある。

そして、営業に係る関連法規として、食品衛生法第55条に基づき、食事の提供に際しては「飲食店営業許可申請」が必要となる。さらに、同法第50条に基づき、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化されていることに留意が必要である。

### 3-3-3 直販施設

消費者の消費形態や水産物の流通の変化を背景に、普段量販店等の店頭にならぶ水産物は特定の魚種に偏り、我が国周辺で漁獲される多種多様な水産物が消費者に届きにくい状況である。直販施設では、地域ならではの鮮魚や加工商品を購入できることが、来訪者を呼び込む魅力となる。<sup>4)</sup>

直販の取組は、販売の形態から店舗販売と通信販売に大別される。また、店舗販売においても、常設の施設と青空市やお祭り等のイベント時に営業する非常設の施設がある。

このうち、店舗販売における常設施設の整備に当たり、施設の機能や規模を決定するには、販売形態（無人販売、対面販売）、販売商品（種類や品数）、商品の陳列方法、入込客数等を検討することが重要である。また、飲食施設と同様に、増大するインバウンド需要に対応するための機能として、キャッシュレス環境の整備、多言語対策<sup>9)</sup>も重要である。

なお、店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業（魚介類を生きているまま販売する営業、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売及び魚介類競り売り業を除く。）は、食品衛生法施行令第35条における魚介類販売業に該当する。そのため、施設整備に係る関連法規として、食品衛生法に基づく施設基準については食品衛生法施行規則別表第19及び第20を確認する必要がある。さらに、同法第50条に基づき、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化されていることに留意が必要である。

### 3-3-4 宿泊施設

法律に基づく宿泊施設の営業区分には、旅館業法（第2条）における「旅

館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」と、住宅宿泊事業法（民泊新法）における「住宅宿泊事業」がある。民宿は、このうちの「簡易宿所営業」の許可を受けた施設である。

また、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（農山漁村余暇法）において、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業を「農林漁業体験民宿業」と定義している。農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務とは、①漁ろうまたは水産動植物の養殖の体験の指導、②水産物の加工または調理の体験の指導、③地域の漁業または漁村生活及び文化に関する知識の付与、④漁場の案内、⑤漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務、⑥前各号に掲げる役務の提供のあっせんである。<sup>10)</sup> 農林漁業体験民宿については、その経営を安定的なものにし、開業しやすい環境を整備するため、特区制度の活用をはじめ様々な規制緩和が図られている。

### 農家民宿関係の規制緩和

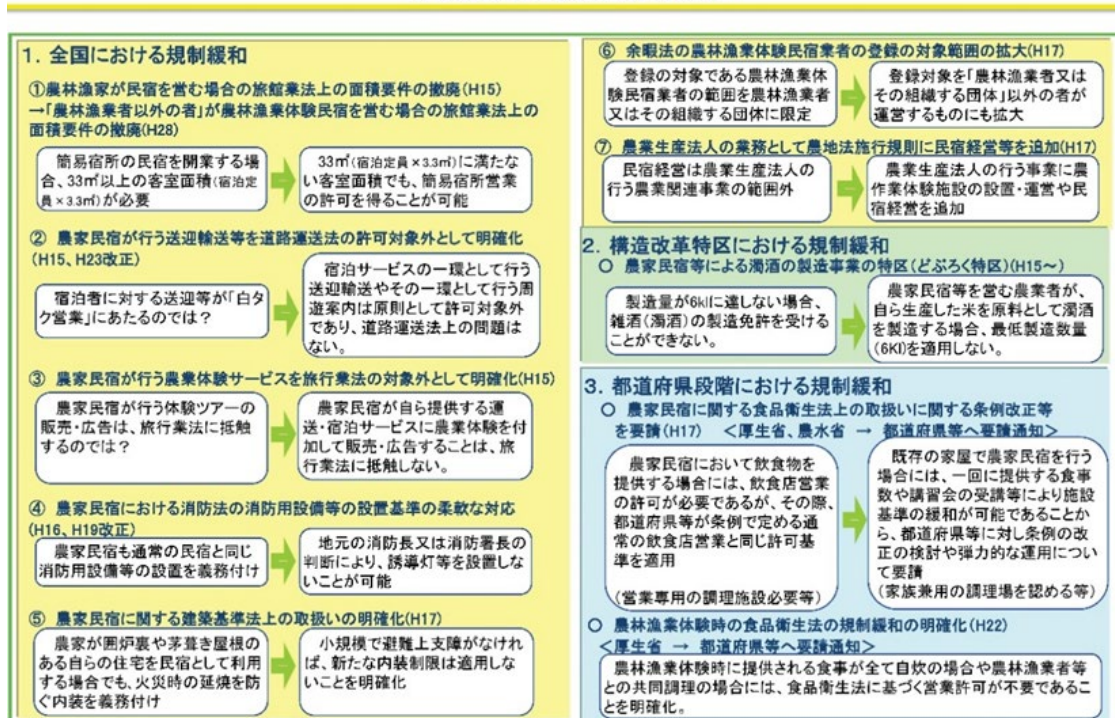


図 3-2 農林漁業体験民宿に係る規制緩和

出典：農林水産省 HP「農家民宿関係の規制緩和」<sup>11)</sup>

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/170203-3.pdf>)

宿泊施設の整備において施設の機能や規模を決定するに当たっては、部屋の利用・提供の方法（ゲストハウスや個室、あるいは一棟貸し等）と収容客数を検討することが重要である。<sup>2)</sup>

また、飲食施設と同様に、増大するインバウンド需要に対応するための機能として、キャッシュレス環境の整備、Wi-Fi 環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化等のストレスフリーな環境の整備<sup>9)</sup>も重要である。

その他、新型コロナウイルス感染症の流行や、テレワーク等による働き方の多様化を踏まえ、リゾート地・温泉地等で余暇を楽しみつつ仕事を行う旅行スタイルである「ワーケーション」が注目されている。<sup>4)</sup>ワーケーションのニーズに対応するための機能として、Wi-Fi 環境の整備の他、机や椅子、アクリル板等のオフィス環境の整備<sup>9)</sup>も重要である。

なお、建築基準法に基づき、農林漁家が居住し、農林漁家民宿として利用する建物の規模が2階以下、かつ床面積200㎡未満の場合にあっては、一般の戸建住宅と同一基準で農家民宿を設置することができる。ただし、農林漁家民宿としての床面積が200㎡以上になる場合は、建築基準法の「旅館」としての各種基準（表3-3）に適合することが求められる。<sup>10)</sup>また、消防法において、農林漁家民宿部分の面積が建物全体に占める割合及び面積によって、必要となる消防用設備等が異なることに留意が必要である（図3-3）。<sup>10)</sup>宿泊施設に係る法規制の詳細については、「グリーンツーリズム農林漁家民宿開業・運営の手引き（農林水産省）」<sup>10)</sup>等が参考となる。

表 3-3 建築基準法上の宿泊施設としての主な基準

項目	ホテル・旅館等	
	農家民宿(200㎡未満・2階)	
界壁・間仕切壁 (法第26条、令第114条)	○準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する(戸建住宅は適用なし) ※スプリンクラー設備を設置した場合、住宅用防災警報器を設置等した場合について緩和。	○準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する ※スプリンクラー設備を設置した場合、住宅用防災警報器を設置等した場合について緩和。
用途による耐火建築物等要求 (法第27条)	○適用なし	①3階建以上の場合 ②2階の部分の床面積※の合計が300㎡以上の場合
廊下の幅 (法第35条、令第119条)	○適用なし	○居室の床面積※の合計が200㎡を超える階の場合 (1)中廊下→1.6m以上 (2)方廊下→1.2m以上
居室から直通階段までの距離 (法第35条、令第120条)	○ほぼ適用なし	①主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合、50m以下 ②その他の場合、30m以下
2以上の直通階段 (法第35条、令第121条)	○ほぼ適用なし	①主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合、宿泊室の床面積の合計が200㎡超の階 ②その他の場合は、宿泊室の床面積の合計が100㎡超の階
避難階段の設置 (法第35条、令第122条)	○適用なし	○5階以上の階
排煙設備の設置 (法第35条、令第126条の2)	○適用なし	延べ面積500㎡超
非常用照明装置の設置 (法第35条、令第126条の4)	○ほぼ適用なし	①居室 ②避難経路 ※避難階の居室等で、屋外への出口に至る歩行距離が30m以下(避難階の直上階・直下階の場合は、20m以下)のものは対象外
内装制限 (法第35条の2、令第128条の4、令第129条)	○火気使用室の内装仕上げを準不燃材料とする (住宅の場合、最上階は適用除外)	①居室及び避難経路の内装仕上げを難燃材料等とする (1)耐火建築物の場合→3階以上の床面積※が300㎡以上 (2)準耐火建築物の場合→2階の床面積※が300㎡以上 (3)その他の場合→床面積※が200㎡以上 ※100㎡以内毎に防火区画されている場合は対象外。 ②火気使用室の内装仕上げを準不燃材料とする (住宅の場合、最上階は適用除外)
屋内階段の寸法 (法第36条、令第23条)	(1)階段及びその踊場の幅:75cm以上 (2)けあげ:22cm以下 踏面:21cm以上【勾配 46℃】 (住宅内階段は けあげ:23cm以下 踏面:15cm以上【勾配 57℃】)	○直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える場合等 (1)階段及びその踊場の幅:120cm以上 (2)けあげ:20cm以下 踏面:24cm以上【勾配 40℃】 ○上記以外の場合 (1)階段及びその踊場の幅:75cm以上 (2)けあげ:22cm以下 踏面:21cm以上【勾配 46℃】

赤字:「共同住宅」と「ホテル・旅館」で異なる基準

青字:「戸建住宅」と「ホテル・旅館(2階・200㎡未満)」で異なる基準

※:当該用途に供する部分の床面積

資料:内閣府「第23回地域活性化ワーキング・グループ 国土交通省 資料6 (建築基準法関係)」より作成

出典:「グリーンツーリズム農林漁家民宿開業・運営の手引き (農林水産省)」<sup>10)</sup>

(<https://ntour.jp/koryuproject/img/pdf/tebiki.pdf>)



**■ケース1 農家民宿部分が建物全体の半分未満で50㎡以下である場合**  
**⇒ 建物全体が「一般住宅」として取り扱われる。**

一般住宅	農家民宿 半分未満で50㎡以下	○消防用設備等の設置は不要。 (ただし、全ての一般住宅に設置義務がある住宅用火災警報器は設置が必要)
------	--------------------	---

○「農家民宿」部分が小さければ、新たな規制はかからない。

**■ケース2 農家民宿部分が建物全体の半分未満で50㎡超又は建物全体の半分の場合**  
**⇒ 建物全体が「用途が混在する防火対象物」として取り扱われる。**

一般住宅	農家民宿 半分未満で50㎡超又は半分	○必要となる消防用設備等 ①消火器：農家民宿部分の床面積が150㎡以上の場合 ②自動火災報知設備：農家民宿部分のみ*（注1） ③誘導灯：全て（注2） ※建物全体の延べ面積が300㎡以上の場合は、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要となる。
------	-----------------------	--

○「農家民宿」部分が大きい場合、新たに設置が必要となる設備は、消火器、自動火災報知設備、誘導灯が想定されるが、消火器は建物の延べ面積が150㎡未満の場合は不要であり、自動火災報知設備も、建物の延べ面積が300㎡未満の場合は農家民宿部分のみに設置すれば足りる。

**■ケース3 農家民宿部分が建物全体の半分よりも大きい場合**  
**⇒ 建物全体が「宿泊施設」として取り扱われる。**

一般住宅	農家民宿 半分超	○必要となる消防用設備等 ①消火器：建物の延べ面積が150㎡以上の場合 ②自動火災報知設備：全て（注1） ③誘導灯：全て（注2）
------	-------------	---

（注1） 既存の建物であっても無線方式の導入により簡便な追加工事に対応可能  
 （注2） 農家民宿等については、一定の条件を満たす場合は設置不要。また一定の面積以下の居室の出入口には設置不要

参考1 ホテル、簡易宿所等に設置すべき消防用設備等  
 ○消火器：150㎡以上の場合      ○自動火災報知設備：全て  
 ○誘導灯：全て（上記注2の緩和規定の適用有）

参考2 宿泊施設として取り扱われる部分のカーテン、じゅうたん等は防災物品とすることが必要

資料：内閣府「第23回地域活性化ワーキング・グループ 消防庁 資料7」より作成

### 図 3-3 消防法上必要な主な措置基準

出典：「グリーンツーリズム農林漁家民宿開業・運営の手引き（農林水産省）」<sup>10)</sup>  
 (https://ntour.jp/koryuproject/img/pdf/tebiki.pdf)

#### 3-3-5 海洋性レクリエーション施設・遊漁船業施設、体験施設

海洋性レクリエーションには、ダイビングやシュノーケリングのように泳ぐもの、サーフィンやボディボードのように海岸に発生する波を使うもの、カヌーやカヤックのように人力を使った船で行うもの、釣り、プレジャーボート等の様々な種類がある。このうち、釣りについては、釣り堀や釣り場の運営といった事業形態の他に、遊漁船業がある。遊漁船業とは、海面あるいは農林水産大臣が定める水面で船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で利用客に水産動植物を採捕させる事業であり、いわゆる釣船（船宿）、磯・瀬渡し、潮干狩り渡し、いかだ渡し、カセ釣り等が該当する。<sup>12)</sup> なお、漁業体験として

利用客に水産動植物の採捕をさせる場合にも、遊漁船業に該当する。<sup>12)</sup>

また、体験プログラムには、対象者や志向の違いによって、レジャーとしての要素が強いものと、教育・学習に資するもの（体験学習）があり、具体的には、漁業体験（地曳網体験、定置網見学、岩のり採取体験、市場セリ見学等）、自然観察体験（ホエールウォッチング、ドルフィンウォッチング、バードウォッチング）、食・伝統文化体験（魚おろし体験、干物作り等）、環境学習（海岸清掃等）、防災学習（震災遺構見学、津波避難タワー見学、避難訓練等）等がある。

海洋性レクリエーション施設・遊漁船業施設、体験施設の整備において施設の機能や規模を決定するに当たっては、そのプログラムの内容、施設に必要な機能（オリエンテーション等を行う集会機能、受付や総合案内等の窓口機能、体験プログラム実施に必要な基本的な機能のほか、シャワーや更衣室等の顧客の利便性及び満足度の向上に資する設備についても考慮が必要である）、概ねの収容人員を決めることが重要である。

整備する場所については、海洋性レクリエーション施設・遊漁船業施設、体験施設は海の近くに立地する方が利便性は高いため、漁港施設の既存ストックを有効活用して漁港区域内に施設を整備する場合も多いと考えられる。その際には、「3-3-1 計画の方針」において述べた留意点のほか、整備箇所におけるインフラの整備状況（上下水道の整備状況や、陸電施設の使用の可否等）についても確認する必要がある。

なお、遊漁船業施設等において、民間事業者が漁港等の陸域、水域の占有許可を得て事業者自らが栈橋等の施設を整備し、運営することが考えられる。その場合には、利用者の安全性の確保の観点から、安全面、構造面について行政指導に則った整備が求められる。

また、遊漁船業の営業に係る関連法規として、遊漁船業の適正化に関する法律の第3条に基づき、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その他、遊漁船業者に対する義務付けについては、「遊漁船を利用する皆様へ（水産庁）」<sup>12)</sup>等を確認する必要がある。

### 3-3-6 その他

魚介類の付加価値化や販路拡大の手法としては、急速凍結技術の導入や蓄養餌の改良による肉質改善等の水産物の品質向上、シャーベット氷及び殺菌冷海水の使用や HACCP 対応等の衛生管理対策、低未利用魚の活用や消費者ニーズに合わせた水産加工品の商品開発等<sup>13)</sup>が考えられる。

このような取組に係る施設整備の計画については、「第1章 水産業振興関連施設整備」が参考となる。

### 3-4 維持管理

海業振興関連施設の所要の機能が維持されるよう、定常的に適切な管理を行うことが必要である。

#### (解 説)

##### 3-4-1 基本的な考え方

「第1章 水産業振興関連施設 1-4 維持管理 1-4-1 建築基準法との関係性」において述べたとおり、建築基準法第8条では建築物全般に対して、常時適法な状態に維持する努力義務が定められている。この内、特定建築物（建築基準法6条1項一号及び建築基準法施行令16条）に関しては、建築基準法第12条において、有資格者が建築物等の経年劣化の状況を定期的に調査・点検し、その結果を報告する義務が定められている（定期報告制度）。<sup>14)</sup>

海業振興関連施設については、定期報告が必要となる建築物の対象用途として飲食施設、直販施設、宿泊施設が該当するため（図3-4）、対象用途の位置・規模によっては、定期報告の対象となることに留意が必要である。<sup>15)</sup>定期報告制度の概要は図3-5に示すとおりであるが、詳細については施設が立地する特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体）に確認する必要がある。

その他の施設については、建築基準法第12条の対象には含まれていないが、第8条に定められている所有者の自主的な自己点検が必要になる。<sup>14)</sup>なお、図3-4で示した建築物、建築設備等、準用工作物以外でも、特定行政庁が指定するものは報告対象となるため、確認が必要である。

定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定】



※ 建築設備については、政令では指定しない。

A. 建築物 <sup>※1</sup>	対象用途	対象用途の位置・規模 <sup>※2</sup> (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設(別紙)		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの <sup>※3</sup> ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)		①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。    ※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。    ※3: 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

	対象	例外
B. 昇降機	○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)
C. 防火設備 (防火扉、防火シャッター)	○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設 <sup>※3</sup> の防火設備	・常時閉鎖式 <sup>※4</sup> の防火設備    ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備
D. 準用工作物	○観光用エレベーター・エスカレーター ○コースター等の高架の遊戯施設 ○メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設	

※3: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの  
※4: 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

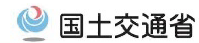
図 3-4 定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備

出典：国土交通省 HP 「新たな定期報告制度の施行について」<sup>15)</sup>

([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000039.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html))

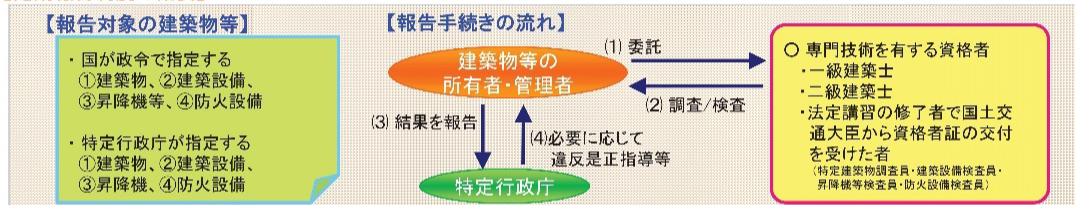


**定期報告制度**(法第6条・法第12条第1項・第3項)



- 建築基準法第12条においては、①建築物、②建築設備(給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)、③昇降機等、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に調査・検査する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁へ報告することを定めている。

**【定期報告制度の概要】**



**【定期報告制度の調査対象及び調査内容等】**

	調査対象(※)	調査/検査の内容	特定行政庁への報告時期
建築物	・劇場、物販店舗など、不特定多数の者が利用する建築物 ・病院、老人ホームなど、自力避難困難者が就寝利用する建築物	外壁のタイルに剥落がないか等について、目視、打診等により調査	おおむね半年から3年の間で特定行政庁の定める時期
建築設備	・給排水設備 ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置	機械換気設備の換気量が適切か、排煙設備が適切に作動するか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	おおむね半年から1年の間で特定行政庁の定める時期
昇降機等	・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(フロアタイプ) ・遊戯施設	ブレーキパッドや主索が摩耗していないか等について、目視、作動確認、機器測定等により検査	
防火設備	・随時閉鎖式の防火戸	防火戸が正常に閉鎖すること等について、目視、作動確認、機器測定等により検査	

※その他、特定行政庁が指定する建築物及び建築設備等も調査対象となる。

図 3-5 定期報告制度の概要

出典：「建築基準法制度概要集（国土交通省）」<sup>16)</sup>  
<https://www.mlit.go.jp/common/001215161.pdf>

**3-4-2 維持管理作業**

施設の日常的な管理は、経年的な施設の劣化や異常、地震等による偶発的な施設の変状等を早期に把握し、海業振興関連施設の所要の機能を発揮させる対策を適切なタイミングで施すために重要な行為である。このため、施設の管理者等は定期的に適切な日常管理を行わなければならない。なお、通常の管理を超える規模の対策が必要であると考えられる場合には、専門技術者の技術判断を仰ぐものとする。<sup>14)</sup>

維持管理作業は、保守点検と清掃に区別される。

**1. 保守点検**

日常点検と定期点検、及び臨時点検がある。

日常点検は比較的短い周期で管理者等が自ら点検を行い、主に施設の異常や変状の有無を部材・設備単位に行うものである。<sup>14)</sup>

定期点検は、機能保全計画を策定済の施設については、機能保全計画策定時に行った機能診断評価結果のその後の劣化状況の評価を行い、施設の機能に及ぼす影響を判断するものである。これは機能診断調査時に使用した現地調査表

を用い、原則として技術的知見を持つ技術者が行う。<sup>14)</sup>機能保全計画を策定していない施設においても、機械設備や電気設備等について、技術的知見を持つ技術者による定期的な点検を受けることが望ましい。

臨時点検は、災害等が発生した後に施設の損傷や変状の有無を確認するために行う。<sup>14)</sup>

## 2. 清掃

海業振興関連施設においては、施設の機能の維持や安全衛生の保持の他に、来訪者へのホスピタリティ（おもてなし）としての清潔性が求められる。清掃が行き届き、徹底して清潔であることそのものがホスピタリティ商品となる。<sup>17)</sup>海業振興関連施設における清掃の留意点については、「農林漁家民宿おもてなしハンドブック（平成24年度作成）（（一財）都市農山漁村交流活性化機構）」<sup>17)</sup>等が参考となる。

### 3-5 参考事例

#### ① “くじらのまちづくり”による多様な地域振興型海業の展開：太地地区（和歌山県太地町）

概要



小規模な1町1漁協1漁港の地域において、長期展望である“くじらのまちづくり”に基づいた漁協と町の協働による町域全体が連携した多様な海業施設の整備と運営に取り組んだ。

取り組みの特徴

課題

整備

- ・1町1漁協1漁港のコンパクトな町で、まちづくりの指針である「太地町くじらと自然公園のまちづくり」（平成18年策定）を踏まえた、町と漁協の協働による息の長い取組により、町ぐるみの多様な海業振興に結びついた。
- ・ソフト（試行的社会実験や計画づくり等）、ハード（道の駅たいじ、森浦湾くじらの海づくりのための受付施設や遊歩道付仕切り網、冷凍冷蔵庫（鯨肉保管および放流小型鯨類餌料））等に国の補助事業を活用して海業推進の体制と基盤施設を整備した。
- ・地域経済波及の最大化に向けて、既存の漁協スーパー、町立くじらの博物館、町内立地宿泊施設等と連携すると共に、漁村のまちなみや自然・景観等の資源を活用したツアー開発を実践している。

スタート	準備期間	事業実施期間	ステップアップ期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太地町くじらと自然公園のまちづくり構定の策定(H18)</li> <li>・くじらと出会う海水浴場事業開始(H20～)</li> <li>・森浦湾くじらの海構想検討委員会の立ち上げ(H22～)</li> <li>・くじらの海構想図作成・配布(H23)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「本家の朝市」事業開始(H23)</li> <li>・学校給食用鯨肉加工場・シーカヤック拠点周辺環境整備→漁協シーカヤック事業着手(H25)</li> <li>・道の駅たいじ設計着手・森浦湾小型鯨類生養設置(H26)</li> <li>・森浦湾くじらの海計画策定(H26)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くじらの海計画地から不法保留船→漁港移転(H28)</li> <li>・道の駅たいじ完成供用開始(H29)</li> <li>・くじらの海森浦湾湾口仕切り網兼用海上遊歩道計画着手(H29)</li> <li>・漁泊実施(H30)</li> <li>・森浦湾仕切り網兼用海上遊歩道完成・供用開始(R2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘客多角化のための魅力的な滞在コンテンツ創出事業実施(観光庁 R2)</li> <li>・地域の観光資源の磨き上げを促した域内連携促進に向けた実証事業実施(観光庁 R3)</li> <li>・食文化ストーリー創出・発信モデル事業実施(文化庁 R4)</li> </ul>



(情報発信:映像、パンフ、ロゴマーク等)



(太地町におけるくじらのまちづくりの主な取組経緯)

施設の整備

- ・森浦湾くじらの海施設
- ・道の駅たいじ
- ・鯨肉・餌料保管冷凍冷蔵庫
- ・鯨肉加工場
- ・衛生管理型市場
- ・既存施設との連携
- ・漁協スーパー、漁村のまちなみ、町立くじらの博物館、町全域の景観・地域資源

効果

- ・交流人口の増加
- ・海業関連雇用創出
- ・海業関連収入の増加
- ・太地町及び太地町漁協の知名度向上
- ・漁協経営基盤の強化  
→70歳以上組合員の販売手数料を0に)

②衛生管理集荷市場整備等と合わせた6次産業振興・交流拠点の創出：高浜地区（福井県高浜町）

概要

町の集出荷拠点漁港の再編整備により漁港内に6次産業施設（直販・飲食）と衛生管理型市場を整備した。

取り組みの特徴

- 課題** ・平成21年に策定された高浜町「コンパクトシティ構想」の中で、高浜町中心部に立地する高浜漁港が「賑わいゾーン」に位置付けられたことに端を発し、低迷する地域漁業の解消を目指して、漁業所得向上、地域振興を図る必要があった。
- 整備** ・限られた町内漁獲物の高浜漁港への集約と付加価値化を目指し、漁港土地利用の再編による土地利用変更と臨港道路の付け替えを前提に、漁協市場の衛生管理市場化、6次産業施設（物販・飲食施設）を始め、鮮度保持施設、漁具倉庫等の施設整備が、マスタープランに基づき、随時、事業化されている。なお、中核施設である衛生管理市場の供用開始は、令和5年度予定である。

H21年に高浜町「コンパクトシティ構想」策定  
↓  
賑わいゾーンとして高浜漁港が位置付けられる  
↓  
H24年に漁業者仲間を中心とした高浜水産振興協議会発足  
↓  
H25年・26年に高浜漁港再整備基本計画策定  
H26年に高浜漁港再整備事業要望→水産庁

※その後、H31年以降、徐々にマスタープランに基づき施設整備



高浜漁港再編整備の全体像

漁港用地の目的変更のための再編に向けて、土地利用変更手続きを経て、浜渡交付金、水産業競争力強化、農山漁村振興交付金等により施設整備



衛生管理市場と6次産業施設の現状



6次産業施設「UMIKARA」の売場  
高浜漁港再編・活性化計画の中核施設である物販・飲食施設の売場の状況



施設の整備

- ・6次産業施設(UMIKARA)
- ・衛生管理市場(老朽施設移転・町内水産物集荷)
- ・鮮度保持施設(冷凍冷蔵庫)
- ・その他(漁具倉庫、臨港道路等)

効果

- ・6次産業施設整備により、1.15億円の地場産品の販売、定住人口51人、新規雇用10人創出
- ・未形成であった漁業を核とした6次産業振興システムの構築
- ・施設運営株式会社設立
- ・新たな水産加工製造・販売会社の創出

③漁協自営の質の高い物販・飲食施設の整備・運営：箕島地区（和歌山県有田市）

概要

和歌山県有田地方圏域の中核漁港(第2種 箕島漁港)において、衛生管理市場整備と一体的に、漁協自営の質の高い物販・飲食施設を整備した。

取り組みの特徴

- 課題** ・和歌山県有田地方圏域の中核漁港である箕島漁港においては、漁業者所得向上と漁業の担い手確保のため、漁業複合経営等による事業創出を通じて、新たな観光資源の創出と観光客など地域内消費促進と地域活性化を図る必要があった。
- 整備** ・施設整備に係る事業主体、所有者、運営管理主体は、全て有田箕島漁協で、コロナ禍の只中の令和2年5月30日にオープンしているが、対策に留意しながら、多くの来訪者を見ている。
- ・漁港風景を見ながらの飲食や買い物(地場水産物も多い)が人気となり、現在のところ観光客(はじめ当初想定以上の利用者が訪れており、箕島の知名度アップや地域振興にも効果を発揮している)。



(第2種箕島漁港の全容と浜のうたせの位置)  
衛生管理市場(船曳網、小型底曳網)と物販・飲食施設位置



(浜のうたせ全景)



(物販施設:農産物 加工品・鮮魚)  
9:00~18:00(水曜定休)



(テラス)  
(外で漁港を見ながら飲食可能)



(飲食施設)  
10:00~18:30食事提供(水曜定休)



施設の整備

- ・物販(約481㎡)、飲食(約128㎡)、トイレ(約55㎡)、テラス(約59㎡)と駐車場が約4,800㎡:130台+身障者用5台、大型バス用4台)
- ・木造
- ※農山漁村振興交付金
- ・同時に漁港内に、衛生管理市場2箇所整備

効果

- ・県外来訪者を含めた交流人口の増加
- ・漁家夫人を中心に、地元雇用40人の創出
- ・新たな産業創出
- ・施設周辺飲食売上増
- ・周辺に新規2店舗開業

(参考文献)

- 1) 水産庁：令和3年度 水産白書  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R3/attach/pdf/220603-13.pdf>)
- 2) 水産庁：渚泊推進取組参考書  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/nagisahaku/attach/pdf/index-11.pdf>)
- 3) 水産庁：渚泊取組事例集  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/nagisahaku/attach/pdf/index-9.pdf>)
- 4) 水産庁：漁港漁村における交流の推進に向けた基本構想  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R3/attach/pdf/220603-13.pdf>)
- 5) 水産庁：海業支援パッケージ（令和4年度版）  
([https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyo\\_shinko.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyo_shinko.html))
- 6) 国土交通省：住宅・建築物の耐震化について  
([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_00043.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_00043.html))
- 7) 国土交通省：小規模で柔軟な区画整理 活用ガイドライン  
([http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000066.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000066.html))
- 8) 水産庁：漁港施設の有効活用ガイドブック  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/210803-1.pdf>)
- 9) 農林水産省：農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（案）  
([https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/attach/pdf/220224\\_301-5-14.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/attach/pdf/220224_301-5-14.pdf))
- 10) 農林水産省：グリーンツーリズム農林漁家民宿開業・運営の手引き  
(<https://ntour.jp/koryuproject/img/pdf/tebiki.pdf>)
- 11) 農林水産省：農林漁業体験民宿に係る規制緩和  
(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/170203-3.pdf>)
- 12) 水産庁：遊漁船を利用する皆様へ  
([https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/pdf/yuugyosen\\_riyou\\_rule-manner.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/pdf/yuugyosen_riyou_rule-manner.pdf))
- 13) 水産庁：水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/attach/pdf/hamaplan-35.pdf>)
- 14) 水産庁：荷さばき所のストックマネジメントのガイドライン（案）

([https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko\\_gyozyo/g\\_gideline/attach/pdf/index-11.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/attach/pdf/index-11.pdf))

- 15) 国土交通省：新たな定期報告制度の施行について

([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_00039.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_00039.html))

- 16) 国土交通省：建築基準法制度概要集

(<https://www.mlit.go.jp/common/001215161.pdf>)

- 17) 一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構：農林漁家民宿おもてなしハンドブック（平成24年度作成）